

清水町国民健康保険基金条例（昭和61年清水町条例第15号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>（設置の目的）</u></p> <p><u>第1条 国民健康保険税の著しい上昇の抑制その他国民健康保険の健全な財政運営に資するため、清水町国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（積立て）</u></p> <p>第2条 基金は、毎年度清水町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算剰余金の<u>全部又は一部</u>を積み立てるものとする。</p> <p><u>（処分）</u></p> <p><u>第6条 基金は、第1条に規定する目的のために使用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 国民健康保険事業資金に充てるため、国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>（積立て）</u></p> <p>第2条 基金は、毎年度清水町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算剰余金の<u>うちから2分の1以上</u>を積み立てるものとする。<u>ただし、決算剰余金に療養給付費交付金にかかる繰越金が含まれる場合は、これを除くものとする。</u></p> <p><u>（処分）</u></p> <p><u>第6条 地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4の規定に該当する場合は、基金を処分することができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。